

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

令和2年4月1日適用

(単位:円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1か月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1か月当たりの住宅の利益の額 (畳1畳につき)	
北海道	20,700	690	170	240	280	1,000	時 価 (通勤定期券等)
青 森	20,100	670	170	230	270	940	
岩 手	20,100	670	170	230	270	1,030	
宮 城	20,100	670	170	230	270	1,380	
秋 田	20,100	670	170	230	270	1,010	
山 形	20,700	690	170	240	280	1,180	
福 島	20,700	690	170	240	280	1,070	
茨 城	20,400	680	170	240	270	1,270	
栃 木	20,400	680	170	240	270	1,310	
群 馬	20,400	680	170	240	270	1,170	
埼 玉	20,700	690	170	240	280	1,750	
千 葉	21,000	700	180	250	270	1,700	
東 京	21,300	710	180	250	280	2,590	
神奈川	21,000	700	180	250	270	2,070	
新 潟	20,700	690	170	240	280	1,280	
富 山	21,000	700	180	250	270	1,200	
石 川	21,300	710	180	250	280	1,250	
福 井	21,300	710	180	250	280	1,160	
山 梨	20,700	690	170	240	280	1,230	
長 野	19,500	650	160	230	260	1,150	
岐 阜	20,100	670	170	230	270	1,180	
静 岡	20,400	680	170	240	270	1,410	
愛 知	20,100	670	170	230	270	1,470	
三 重	21,000	700	180	250	270	1,200	
滋 賀	20,700	690	170	240	280	1,360	
京 都	20,700	690	170	240	280	1,670	
大 阪	20,400	680	170	240	270	1,620	
兵 庫	20,700	690	170	240	280	1,460	
奈 良	19,800	660	170	230	260	1,170	
和歌山	20,700	690	170	240	280	1,080	
鳥 取	21,000	700	180	250	270	1,110	
島 根	21,000	700	180	250	270	1,030	
岡 山	20,700	690	170	240	280	1,270	
広 島	21,000	700	180	250	270	1,320	
山 口	20,700	690	170	240	280	1,040	
徳 島	20,700	690	170	240	280	1,100	
香 川	20,400	680	170	240	270	1,130	
愛 媛	20,700	690	170	240	280	1,080	
高 知	21,300	710	180	250	280	1,050	
福 岡	19,500	650	160	230	260	1,310	
佐 賀	20,400	680	170	240	270	1,080	
長 崎	20,400	680	170	240	270	1,070	
熊 本	21,000	700	180	250	270	1,120	
大 分	20,400	680	170	240	270	1,080	
宮 崎	19,800	660	170	230	260	1,030	
鹿 児 島	20,400	680	170	240	270	1,040	
沖 縄	21,300	710	180	250	280	1,110	

※朱書の額は令和2年度から変更されます。

- 1 現物給与の価額の決定は、原則として被保険者の勤務地(常時勤務する場所)が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
- 2 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合、その価額を「時価」とします。
- 3 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 4 〈食事〉…上表の額の3分の2以上を被保険者が負担している場合は、現物による食事の供与はないものとして扱います。
- 5 〈住宅〉…価額の算出は、居住用の室を対象にします。

対象:居間・茶の間・寝室・客間・書斎・応接間・食事室等の住居部分(玄関、台所、トイレ、浴室、廊下等居住用以外の室は含めません)

●洋間は広さを畳敷きに換算(畳1畳1.65㎡) ●ダイニングキッチンには台所部分を除き換算